

外国人労働者の労働災害・社会保険・税金はどうしたらよいか。

- ・不法就労なので、労災にしてよいかどうか迷っている。
- ・外国人だから、保険や年金に入れないと言われた。
- ・外国人には、源泉徴収票を出せないと言われた。

◆ 基本のきほん

◎保険や税金は原則として、外国人も日本人と同じ取扱いです。在留資格等により異なる点も少なくありません。

◎労災保険

不法就労者を含め、すべての外国人労働者に適用されます。事業主は、パートタイマー、アルバイト等を問わず、労働者を1人でも雇っていると労災保険に加入しなければならず、保険料は、全額事業主が負担します。

◎雇用保険

労働者が失業した場合に、必要な給付を行うことにより、再就職するまでの間の生活の安定を図ることなどを目的とした保険です。

原則として、1人でも労働者を雇用している事業所は必ず加入しなければならず、保険料は、労使双方が負担します。

また、外国公務員及び外国の失業補償制度の適用をうけている方を除き、国籍のいかんを問わず、日本国内で就労できる方は、すべて被保険者となります。

パートなどでも、週の所定労働時間が20時間以上で、かつ31日以上継続して雇用されることが見込まれる場合は、被保険者となります。

なお、外国人であって被保険者となる方のうち、外国において雇用関係が成立した後、日本国内にある事業所に赴き勤務している方については、被保険者となりません。

失業給付は、離職の日以前の2年間に、被保険者期間が通算して12か月以上（倒産・解雇等により離職の場合は、1年間で6か月以上）あって失業した場合に、再就職の意思と働ける状態にあることを条件に支給されます。

給付を受けることができる期間は、離職の日の翌日から1年間で、給付日数は被保険者であった期間と年齢及び離職理由によって異なります。手当の日額は、

離職した日の直前6か月間に支払われた税込みの賃金総額を180で割って算出した額の45～80%相当額となります。

失業給付の受給手続きは、住所地を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に対して、求職の申込みと同時にを行います。したがって、就労できる在留資格がない場合は、失業給付は受給できません。

詳しいことは、お近くのハローワークに相談してください。

◎健康保険、厚生年金保険

適用事業所で常時雇用される外国人労働者には、日本人と同様に、必ず加入することになっています。（任意加入ではありません。）

●パートなどでも、週の所定労働時間、月の所定労働日数が同種の業務に従事する者の4分の3以上であることが条件となります。保険料は、事業主と労働者と折半で負担します。

●平成28年10月から、次の要件を全て満たすパートタイム労働者も被保険者になりました。

- ①週の所定労働時間が20時間以上
- ②月額賃金が8.8万円以上
- ③雇用期間が1年以上見込まれる
- ④学生ではない
- ⑤被保険者数が501人以上の企業

●なお、6か月以上10年未満の期間、国民年金や厚生年金の保険料を納めていた短期在留外国人は、一定の条件を満たせば帰国の際に脱退一時金を受給できます。手続きは、帰国前に年金事務所等から請求書を受け取り、帰国後2年以内に必要書類を添えて請求します。ただし、支払った保険料の全額ではありません。

●自営業、農林水産従事者、無職の人は、市区町村が運営する国民健康保険に加入することになっています。

◎日本における個人の所得に対する税金

国が課する所得税と都道府県及び市町村が課する住民税とに大別されます。

これらの税金は、給与所得者の場合、通常は毎月の給与から自動的に差し引かれます。それ以外の場合は、所得税は税務署、住民税は市区町村役所への手続きが必要となります。

●所得税

所得税は、その年の1月から12月までの所得に対して課される税金です。同じ外国人であっても、居住者（＝日本に住所を有し、又は現在まで引き続き1年以上居所を有する個人）と非居住者によって課税範囲、税率等が異なります。

居住者の場合、所得に応じて、一般の日本人と同様の税率がかかります（5％から40％の6段階、平成27年分以降は5％から45％の7段階）。毎月天引きされた所得税については、毎年末に総所得額や支払った保険料等により調整が行われ（＝年末調整）、所得税の過不足が生じた場合は、精算されます。なお、子どもが生まれて扶養親族が増えた場合や、多額の医療費を支払った場合などは、税務署で確定申告をすることにより、場合によっては税の還付がなされます。

非居住者の場合、租税条約により免税の適用がある場合を除き、原則として、所得の20.42％の税金がかかります。

なお、事業主は、その時の給与総額と支払った所得税額等を記載した源泉徴収票を、翌年1月末までに交付しなければなりません。また、年の途中で会社を辞めた場合は、退職の日から1か月以内に源泉徴収票を交付しなければなりません。この票は、税金を納めたことを証明する書類となりますので、大切に保管してください。

●住民税

住民税は、前年の所得に対して課される税金で、国籍にかかわらず、毎年1月1日現在でその地方公共団体に住所を有する人に対して課されます。住民税額は、

前年の所得税の課税状況を参考にして、4月以降に各市区町村で決定し、通知されます。給与所得者の場合は、その年の6月から翌年の5月まで、12か月に分割された納税額が、毎月の給与から天引きされます。

◎なお、日本で発生した所得に対して、本国と日本での二重課税を回避することができる場合がありますので、詳しくは税務署や市区町村にお問い合わせください。

こんな対処法があります！

まず、法令上、外国人の取扱いがどうなっているのか、労使ともに確認しましょう。

1 労災保険

労災保険は、不法就労かどうかに関係なく、適用事業所の場合、加入しているかどうかにも関係なく適用されますので、まず、会社に相談しましょう。会社には、保険給付の請求権があることを労働者本人や遺族に知らせ、労災の証明を出すなど協力義務があります。もし、会社で取扱いに不安があるときは、労働基準監督署に相談しましょう。

2 雇用保険

日本国内において就労している方で、被保険者となる要件を備えているにもかかわらず加入されていない場合は、事業所を管轄するハローワークに相談しましょう。

3 所得税・住民税

源泉徴収票が出ない場合、会社が源泉徴収した税金を納税していない可能性があります。また、会社が倒産した場合なども同様ですが、会社の所在地を所轄する税務署に事情を話して相談しましょう。

お問合せ、ご相談は、下記の労働センターの労働相談窓口まで。URL <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/index.html>

かながわ労働センター (045) 633-6110(代)／川崎支所 (044) 833-3141／

県央支所 (046) 296-7311／湘南支所 (0463) 22-2711(代)

発行 神奈川県かながわ労働センター

横浜市中区寿町1-4 〒231-8583

平成30年10月発行